

Client Alert

April 2014

欧州議会、EU データ保護規則改正案を可決、セーフハーバーを停止へ

1. 欧州議会における採択

2014年3月12日、欧州議会は、セーフハーバープライバシー原則（以下「セーフハーバー」）を承認する欧州委員会決定（520/2000）の停止等を求める、EU データ保護規則改正案（以下「本規則」）および EU 決議案（以下「本決議」）に全面的に賛成する決議を可決した。

2. EU データ保護規則

本規則は、現行の EU データ保護規則（95/46/EC）に取って代わるものであり、EU 全域にわたって個人データの収集、処理および使用に関するルールを調和させ、改訂することを目的としている。

重要な変更点は以下のとおりである。

- 厳しい罰金の導入：事業者の世界全体における年間売上高の 5%または 1 億ユーロのうち高額な方を上限とする
- 域外適用の範囲の拡大：EU 域内の事業者のみならず、EU 域外で設立された事業者であっても、EU 域内の顧客に商品やサービスを提供し、その顧客のデータを処理する場合には、適用がある
- データ主体による選択を尊重する遵守手続の実施（2 年ごとの見直しが必要）、プライバシー・バイ・デザインの実施、詳細な書類の保管、プライバシー影響評価の実施、データ保護責任者の任命などのために、あらゆる合理的な措置を講じることを事業者に要求

本規則は、欧州委員会が 2012 年 1 月に当初公表したものであるが、EU 加盟国と欧州議会が共通の立場をとることが難しく、多くの修正や激しいロビー活動により、その採択が何度も延期されてきた。今回の欧州議会による決議により、欧州議会と欧州理事会が本規則の最終案の協議に入ることが可能になった。しかし、従前の導入手続を踏まえると、欧州理事会との協議はおそらく長期化するため、本規則の最終案を 2014 年中にまとめようとしている EU の諸機関は、やや野心的であると思われる。

3. セーフハーバーの停止

本決議は、米国家安全保障局による監視をめぐる不祥事、そして、ドイツ情報保護当局がセーフハーバーの停止や、EU から米国への個人情報の送信の停止あるいは今後の不承認を要請したことを受け、可決された。本決議には、やや大胆な勧告が含まれており、中でもセーフハーバーの停止要請が最も重要である。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先

高瀬 健作

パートナー

Tel 03 6271 9752

[kensaku.takase](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)

[@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)

達野 大輔

パートナー

Tel 03 6271 9479

[daisuke.tatsuno](mailto:daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com)

[@bakermckenzie.com](mailto:daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー

法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

しかし、本決議をめぐる欧州委員会との協議もまた困難を伴うことが予測される。欧州委員会はすでに、独自に EU・米国間のワーキンググループを設立し、米国家安全保障局の監視プログラムが EU 域内の市民に及ぼす影響の評価や、セーフハーバーを強化するための勧告の提示、信頼を回復するためのより透明性の高い体制作りに取り組んでいる。同ワーキンググループによると、これらの目的を達成するには、特に以下の措置が重要である。

- 既存の法的共助協定を用いて個人データを取得（例：EU-U.S. Agreement of 2010）
- 法執行分野におけるデータ保護に関する措置を強化
- セーフハーバー認定を受けた企業に対する職権調査

2013 年 11 月、欧州委員会は同ワーキンググループによる報告書を発表し、勧告された事項を 2014 年夏までに実施するよう米国に要請した。その後、欧州委員会は、米国が実施した変更点を踏まえ、セーフハーバーを見直すことを予定している。

したがって、少なくとも 2014 年夏まで、あるいはそれ以降も、欧州委員会が本決議を支持する可能性は低いと思われる。